

災害エスノグラフィーによる特別支援学校の 災害時食対応に関する調査①

Disaster Ethnography on Disaster Food Preparedness in Special Support School

守真弓¹、守茂昭²

Mayumi MORI¹ and Shigeaki MORI²

¹ 特定非営利活動法人高度情報通信都市・計画シンクタンク会議

Telecom-Society Corporations and Planners

² 一般財団法人都市防災研究所

Urban Disaster Research Institute

要約

目的：要配慮者に対する支援の脆弱さが近年懸念されているが、弱者対策面での実情に関する報告は少ない。福祉避難所に指定されている特別支援学校における災害時の食対応についてエスノグラフィー法¹⁾により調査を行った。対象者としては大分県で学校防災アドバイザーを務める防災組織の関係者、大分県日田市のH校、および茨城県つくば市のT校の関係者に協力を得た。課題や関係者の現在の取り組みの状況について整理し、特別支援学校が福祉避難所としてより良く機能するための一助としたい。

方法：ミーティング及びインタビュー内容を逐語テキスト化し、ある程度読みやすく共通の段落に編集した。各発言内容からキーワードを抽出し、フラグを付して分類した。

結果：特別支援学校には一般の学校とは異なる特徴があり、災害対応における課題のいくつかに直結している。最大の問題は対応人員の不足であり、国による法整備が望まれる。

キーワード：特別支援学校、福祉避難所、災害エスノグラフィー

Summary

Purpose: In recent years, insufficiency of support to vulnerable people in the case of natural disaster attracts more attention. However, there are few reports on the actual situation about those people. To contribute to utilization of special support schools as welfare disaster evacuation centers, research by ethnography approach was conducted on disaster preparedness especially for food problems in special support schools. Method: Meetings and interviews on disaster food was held with special school teachers, PTA members and school disaster prevention advisors. Documentation was performed from the recorded contents. The text was analyzed by marking key sentences and extracting key words from speeches (paragraphs), attaching flags, and editing the speeches into common sections. Results: The characteristics of special support schools lead to several problems in the case of disaster. The most serious problem is insufficiency of personnel. It is desirable to prepare legal framework to support these schools when designated as welfare disaster evacuation centers.

Keywords: special support school, welfare disaster evacuation center, disaster ethnography

1. はじめに

福祉避難所に指定されている特別支援学校における災害時の食対応についてエスノグラフィー法¹⁾により行った調査について報告する。

平成28年(2016年)の熊本地震(2016年4月14日に熊本市で最大震度7(マグニチュード6.5)²⁾、4月16日には、最大震度7(マグニチュード7.3)³⁾の地震が発生した)では、被災者のうち要配慮者は約3分の2とされる⁴⁾。これは2016年4月20日時点での避難者数をもとに、有病率などから熊本県内の要配慮者数を推計した数であるが、避難者数は約9万2000人、要配慮者は約56,100人、そのうち障害のある方は約6,600人のぼるとしている⁴⁾。

一般の避難所生活が困難な人のための二次避難所で

ある福祉避難所は阪神・淡路大震災(1995年)を機に災害救助法により1996年に位置づけられたが、平成26年(2014年)の内閣府の調査によると全国で48,014(944自治体)の指定避難所のうち7,647施設(791自治体)が福祉避難所として指定されている⁵⁾。報告書では、700を超える自治体で避難所・福祉避難所の指定がなされていないが、自治体において指定手続を継続中であり、指定施設数が今後更に増えると見込まれるとしている。

特別支援学校は視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱者を含む)に対する教育を行う機関であり、その性質上、地域コミュニティにおいて身近な施設とは異なるが、福祉避難所に指定された場合、災害時には学校外部の被災者を受け入れることになる。障害による学習上または生活上の困難を克服し

責任著者：守真弓

E-mail: busybird@nippon.email.ne.jp

NPO 法人高度情報通信都市・計画シンクタンク会議 Tel. 03-6434-0530

2018年2月19日受付；2018年5月1日受理

Received February 19, 2018; Accepted May 1, 2018

自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている（学校教育法第72条）ため、学校生活において給食は重要な教育の一環であり、生徒により専用の食事や介護を必要とする。

福祉避難所に指定されている特別支援学校で災害時の食対応について、その取り組みや課題を調査し今後の防災や被災生活の改善に役立てたいと考え、本調査を行った。

本稿で示す調査内容からは、特別支援学校が福祉避難所として運営された場合の最も深刻な課題は食事介護に関する圧倒的な人手不足の可能性であることが明らかとなっている。

2. 方法

災害エスノグラフィー法に基づいて、分析レポートにまとめるため、調査対象者の発言内容を録音した。

対象者

大分県で学校防災アドバイザーを務める防災組織の関係者、平成29年九州北部豪雨災害の被災地である大分県日田市のH校、および茨城県つくば市のT校の関係者の協力を得ることが出来た。

調査の実施

2017年8月15日に大分県中津市の防災組織の事務所内でK氏に面会し、インタビューを行った。K氏は長年被災地支援活動や、防災の啓発活動を行い、特別支援学校の防災アドバイザーを務めている。16日にK氏にご紹介いただき同県日田市内のH校を訪問した。H校ではA先生、B先生、K氏と防災組織のT氏およびW氏が同席した。また、九州北部豪雨災害の際に茨城県つくば市

のT校からH校に物資支援の申し出があったという話を伺ったことにより、T校に調査協力の依頼をしたところ、T校の協力も得ることができた。9月4日にT校を訪問した。T校ではF先生、PTAのM氏、K氏およびN氏が同席した。これらの2校で9名の方々に、それぞれ、災害食に関する意見交換会という形で自由に話していただいた。それぞれの内容を録音した。

トランスクリプション

録音データは、逐語ベースでテキストに起こした。

ある程度読みやすくするため、テキストのうち、言いよどみや、「ええ」などの感動詞の削除、意味が不明瞭な表現の補完を行なった。

3. 分類

個々の発言を分類した。発言は内容ごとに区切り、キーセンテンスをマークし内容や特徴を表す言葉をキーワードとして抽出した。それらを整理し以下の大きな共通の段落に編集した。

被災時対応について
 災害食に関するとりくみ
 平常時の食事（給食）
 福祉避難所運営について
 新しい取り組み

以下にキーセンテンス、キーワード抽出を行った発言の一部を示す。

食関連キーワード：物資、調理、食事、配給など
 災害関連キーワード：インフラ、通信、安否、避難、被災、備蓄、防災など

表1

日田市H校A先生	一応、昨年度から三年間で、備蓄品、食べ物も含めてすべてを計画的に運用して行こうと いうことで進めています。今年度からは、 <u>マイバッグ</u> というか、 <u>防災バッグを1人1個用意して、その中に、保護者の方に、1食分、今のところ1食分の食料、飲料水および、その子が過ごせるような物とか、等をお願いしているんですが。</u>	備蓄品、マイバッグ、保護者、 1食分
つくば市T校M氏	今回、九州豪雨の時にしましては、自分たちがこういう活動をしているということを、Kさんにご存知でしたし、同じ障害を抱えた子の親としては、やっぱり、支援が必要な子たちが、もし困っているのであれば、支援したいという気持ちもあって、すぐに連絡を取らせていただいて。 <u>必要であれば、いつでも物資を送る体制を整えます</u> ということ、 <u>連絡を取らせていただいたんですが。</u> 幸いにも、そこまでの被害は無いということで。今回は物資を送ることはなかったんですけども。	九州豪雨、支援、物資

【被災時対応について】

日田市H校

大分県日田市のH校は小学部、中学部、高等部からなり、知的障害教育の専門校であるが、知的に障害のある児童生徒及び知的障害に他の障害を併せ有する児童生徒に専門的な教育を行う、としており、肢体不自由児童生徒も受け入れる、いわゆる知肢併設校である。ほとんどの生徒がスクールバスで通学している。

九州豪雨災害では、日田市の各所の道路は被災したがH校は直接的な被災を免れた。しかしこの地域は2012年にも豪雨災害に見舞われており、この時は沢が決壊したりして、通行できない所が沢山できた。今回の豪雨災害では、児童生徒の下校はできたというところで、学校での備蓄を使用しての対応は行わなかった。ただし教職員が学校に残った。これまで教職員の備えについて話し合いは行われて来ていなかったが、今回の豪雨災害を受けて、教職員も食料と簡単なものは各自用意することにした。

つくば市T校

茨城県つくば市のT校は同様に小学部、中学部、高等部からなり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を持つ、県内初の知肢併設校である。東日本大震災（2011年）では関係者が被災しライフラインが止まった家庭が多かった。PTAのM氏によると、給水車が来る公園で水をもらいに行くことが困難であったという。「体温調整が難しかったりすると長時間並ぶことができず、じっとしてられない子を抱えて行くことができない。そのため諦めるしかなかった。」また、M氏は「避難所でも生活することが難しかったり、支援物資を取りに行くことすらできない実情があるのが、今までの大きな災害の中で見えてきたこと」と述べている。

【災害食に関する取り組み】

日田市H校：マイバッグ

H校では、2016年度から3年間で食べ物を含む備蓄を計画的に運用する取り組みを進めている。2017年からはマイバッグという防災バッグを1人1個用意し多目的室に置くようにした。このバッグには保護者が1食分の食料、飲料水、および、その子が過ごせるような物を入れる。保存期間にかかわらず、子どもが緊急時に食べられる物、好きな物でよく、「その子が普段食べている、食べやすいもので」（A先生）学期の終了時に持ち帰って、次の学期や新学期に持って来てもらうことを繰り返している。

A先生によると、賞味期限が来ているものをずっと入れていると困るし、学校にいる時間に災害が起こった時は困るので、お休みの間に点検をしてもらうため、保護者が見直す機会が年に3回来るということであった。この方法だと賞味期限が3か月ぐらいの物も探しやすいとも考えたという。さらに、保護者には、加熱が必要なものは使えないかもしれないので、できれば加熱不要のものを、ということに合わせて伝えているということであった。

つくば市T校：防災リュック

T校でも、子どもたちは防災リュックを家庭で用意して、4食分を、それぞれに合った非常食を入れて学期ごとに持たせている。

日田市H校：試食

H校では2016年に備蓄食を学校で食べて、量が足りるかどうか検討した。持ち寄った備蓄食には牛丼、缶入りのパンがあった。A先生はアルファ化米を水で戻して試食したが、品質はすごく良いと思ったが子どもには食べにくいと思ったと述べている。B先生は、保護者は、子どもたちが1食分でも、日頃食べているもので気持ちが満たされれば、という、まだその段階だと思いと述べている。

つくば市T校：PTA 訓練と試食

T校ではPTAでも防災訓練を行い、その中で非常食を子どもと一緒に試食している。M氏によると「これが子どもが食べられるかというのが、非常にわからないところであるので」、介護食メーカーよりペースト食を提供してもらって参加者に試食してもらっているという。

【平常時の食事（給食）】

2校の平常時の食事についてであるが、「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒1人1人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの⁶⁾であるため、前述したように給食は重要な教育の一環である。特に肢体不自由教育では、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする、医療的ケア児と呼ばれる子どもなど、個人に合わせた食事や介護を行う。2校とも、重度の児童生徒の食事には教職員が1人以上付きっきりで介護する。

日田市H校

H校の生徒数は69名で、教職員を含む全職員数は61名である。A先生によると、車椅子の生徒が増えて来たため小学部および中学部では1対1に近い体制を取っており、高等部は担任2名で8名程度の生徒に対応している。

日田市内に民間委託の調理場が1か所あり、そこから給食が配送される。食事は一般の小中学校と同じ内容である。生徒も教職員も全員同じものを食べている。調理員が1名おり、咀嚼のところで引っかかり誤嚥しそうな物などをペースト状にしたり粗刻みにする再調理を行う（B先生）。特別な設備ではなく、ランチルームの一角に再調理のエリアを設けてフードプロセッサーなどを使い再調理を行っている。食事が到着してすぐ温かいものを再調理するので、若干の加熱等に電子レンジ、白湯を用いるという。A先生によると、重度の子どもが増えると1人では厳しいため、さらに重度の子どもが増えたら2人体制になると考えているということである。

つくば市T校

つくば市のT校はマンモス校で生徒数は410名で、教職員は250名程度である。PTAのM氏によると医学の発展と共に、医療行為があることで生活できる子どもが増えている傾向があり、T校も、医療的ケア児に関しては、年々増加しているという。

この学校は自校式で調理室があるが、人数が許容量を超えてしまい教職員の一部には給食は提供することができず、弁当持参となっている（F先生）。食事は全部同じではなく、最初から違う作り方をして柔らかく作ったものを再調理している（F先生）。ペースト食は3段階あり、筆者も試食させていただいたものを以下に示す。



ペースト食
(おひたしの初期食：左、中期食：中央、後期食：右)

2校とも共通していたのは、この嚥下困難の対応および偏食などの対応の難しさであった。付きっきりでいないと事故が起きたり（防災アドバイザーK氏）するので安全管理が重要である。K氏によると、容器の形が変わるだけで、受け付けない、食べる場所が変わっただけで、もう食べない子もいるという。日田市H校のB先生によると、普通の給食でも、「偏食が激しく、ご飯だけ食べておかずは食べない」等の場合があるという。「教職員が代わっただけで、もう食べない」（防災組織T氏）、「形状が変わったり、同じ肉でも味付けが変わったなどでも反応が変わってくる」（B先生）、「知らない人が側に来ただけでも食べなくなったりする」（A先生）といった難しさがあるという。K氏はこうした毎日の給食について、「防災訓練と同じトレーニングである」と表現している。特別支援学校の防災訓練として、「食べる場所を変えたり、監視の仕方、先生が1人移動した時に他の先生がカバーする等の先生たちのフォーメーションの工夫」を上げている。

【福祉避難所運営について】

日田市H校：市の地域の避難所・福祉避難所

H校は日田市の地域の避難所と福祉避難所の指定を受けている。福祉避難所としては県により指定されるが、一般避難所としては市により指定される。特別支援学校は県の教育委員会に属しているが、地元の小中学校の管轄は市の教育委員会となるので組織が異なっている。学校としては特殊ということもあり地域との係わり方が一般の小中学校とは異なっている。こうしたことが学校側の対応を複雑にしている。

A先生によると、「いろいろなシュミレーションを考える必要があるが、あまりに多すぎる」という。生徒がいる時は動ける先生が限られてくるので、動ける先生が何人かと、市の方から来る人とで運営をするという形で想定している。

また、学校が避難所になった時に、児童生徒と、移送されて人たちの住み分けを考えているという。支援物資の流れも分けておく必要があり、ある程度予測して準備するには学校の予算が限られているという。授業等に使うための学校の予算で地域の人や福祉避難所のために買うことは限られてくるので、市と調整中ということである。

あった。A先生によると、福祉避難所としてH校が指定される割合は低く、一般の障害者の事業者の方が優先順位が高くなっているという。市にも指定順位が低いことを指摘されているので、交渉が難しいという。市には必要なものについて届けるが、購入するかどうかは市の判断によるという。

つくば市T校：市の福祉避難所

T校では、肢体不自由の子どもは微増という感じだが知的障害部門の子どもが、小中学校から転向していることもあり10年間で倍増したという（F先生）。非常時の対応が追い付いて行かない状況なので、PTAと連携しながら進めて行かなくてはならないという。前述のように人数が多くなり、「空き教室が無い状況で、特別教室も全部つぶして教室にしている」（M氏）。

T校はつくば市から福祉避難所に指定された。F先生によると、「全校、子どもたちの命を守る一方で、福祉避難所を運営して行くのは、当初は市もなかなか手が回らないと予測されるため、学校側でやらなくてはならないのが課題である」という。市の危機管理課と連携して行かなくてはならないが、具体的な話はまだ進めてこられていない状態（2017年9月現在）ということであった。

日田市H校のA先生と同様に、つくば市T校のF先生も、「災害が起き、何日も避難所生活をしたり、家にも食料が入ってこないという非常に厳しい状況になった時に、物資をどのようにしたら良いか」というところが課題であると考えている。

【新しい取り組み】

日田市H校：DCAT

H校では地域とのつながりが難しい中、被災して孤立することも懸念されるため、自治体とも相談をしながら連携をはかろうと模索している。防災アドバイザーK氏はDCAT（Disaster Care Assistance Team：災害派遣福祉チーム）の法整備が必要であると述べている。DCATはDMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）の福祉版で、2013年に社会福祉法人恩賜財団済生会が特別養護老人ホーム等の支援のために最初に編成したもので、2014年の災害対策基本法改正を契機に、少しずつ体制構築が広がり全国の10道府県に設立されている。しかしDMATとは異なり、明確な法的根拠が無く、派遣職員の宿泊費や緊急招集の実現等の課題が残っている^{7) 8)}。

またA先生およびK氏によると、特別支援学校の教職員にかかる負担を緩和するための相互支援の仕組みについても、校長会でDCAT提案が出ているという。「この先生たちはすごい重責を負っている。それをシステムとか情報提供みたいな形で解決して行かないと。」（K氏）

つくば市T校：PTA 災害支援ネットワーク

T校では2016年よりPTA災害支援ネットワークの取り組みを行っている。PTAのM氏によると、経緯としては、熊本地震の際にT校の防災アドバイザーの仲介により、保護者から医療的ケア児に必要な栄養剤等の注入物やそれに係る物品を提供してもらい、被災地に送ったことに始まる。防災アドバイザーが指定した場所に支援物資を送ったため、必要な子どもにピンポイントで届けることができた。食事を取ることが難しい子どもの物資は一般的に流通しないものであるため、災害の初動期に、必要な物資を必要な方に迅速に届けられたことは大きかった。

た。「学校同志でつながっておくと、災害が起きた時に、迅速に動くことができる」(M氏)。PTAであるからこそ出来るネットワークとして全国に呼び掛けて行くことになった。

すでに2017年2月に茨城県内の3つの肢体不自由校とは協定を結び、遠方他県との協定を目指している。日田のH校には、九州北部豪雨の時に防災アドバイザーのK氏を通じて支援助資提供を申し出た。幸いH校が無事であったため物資提供には至らなかったが、H校を含む大分県の特別支援学校との協定の調整が進められている。「本当はすぐにでも、なんですけど、まあ、地道に知ってもらおうこと。(中略)県が、そうやって知ってもらおうことで、その次の段階として、国から、となると思うんですが、なかなか知ってもらおう機会というのが無い状態なので」(M氏)

4. まとめ

本調査における特別支援学校関係者のエスノグラフィーからは、災害時の福祉避難所指定を受けたものの、平常時より教職員は児童生徒の介護に手いっぱい状態であり、避難所運営にはマンパワーが不足する可能性が高いことが明らかになっている。

全国的に医療的ケア児は増加傾向にある⁹⁾が、つくば市T校でも医療的ケア児が増加している。また日田市H校でも車椅子の児童生徒が増加しており、重度の子どもが増えると再調理の職員が1名では足りなくなる。

2011年の東日本大震災では高齢者等の要配慮者に関する課題が明らかになったこともあり、2年後の2013年に災害対策基本法が改正され、内閣府は「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」¹⁰⁾において「5 要配慮者に対する支援体制」の項を設け①避難所内での要配慮者用スペースの確保 ②必要な育児・介護・医療用品の調達 ③在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携といった支援が図られるよう平常時から自主防災組織、地区代表者等と連携体制を構築しておくことを明記している。

しかし、特別支援学校は福祉事業所等より優先順位が低いことも要因である可能性があるが、特別支援学校の福祉避難所指定後は、自治体関係部署等との調整がなかなか進んでいない様子も明らかとなっている。

防災アドバイザーK氏と日田市H校のA先生は、地元との連携の重要性と、その難しさについて述べているが、個人に合わせた食事対応の難しさや、上述のように防災知識を持たせることの難しさといった、特別支援学校の事情を考慮し連携を模索する必要がある。例えば地域と一緒に取り組むべき防災においても、一般の学校や住民と同じ防災訓練を行うことはできないのである。特別支援学校の防災訓練ではK氏が紹介していたような食事に関するトレーニング、教職員の介護体制のトレーニングが重要であり、関係者だけでなく社会的に広く知られる必要があると考えられる。

しかし、こうした特別支援学校の事情については社会的に知られていない。平常時においても食事対応にどんな困難があるのか、被災した場合にどんな事が困るのか、また福祉避難所に指定され運営された場合にどんな課題があるのか幅広く知られ、求められる支援について理解される必要がある。

つくば市T校PTAの取り組みが今後全国的に広がり、医療的ケア児に必要な物資の支援がピンポイントで速やかに行われるような体制が作られるためには、流通の協

力なども必要である。

T校PTAのM氏が「同じ障害を抱えた子の親としては、支援が必要な子たちが、もし困っているのであれば、支援したいという気持ちもあって」と述べているが、防災の根本的な精神にも当てはまる言葉である。

地域が被災し、特別支援学校において児童生徒、教職員も被災した場合、その学校を福祉避難所として運営するためには外部からの人的支援が不可欠と考えられる。具体的には災害時の介護士等からなる災害派遣福祉チームについて国による法整備が進められ制度化されることが望ましい。

今後の課題

特別支援学校の防災には様々な課題があり、今回の災害時食対応に関する調査はまだ入口であると感じている。上述の防災訓練等に関する調査も行いたいと考えている。また、日田市H校およびつくば市T校の取り組みに関し今後の展開にも注目し報告したいと考えている。

謝辞

本調査に際し、特定非営利活動法人レスキュー・サポート九州の皆様には九州北部豪雨災害の傷跡も生々しい被災地をご案内いただき日田市H校までお連れいただいた。また、大分県日田市の特別支援学校H校の皆様、茨城県つくば市の特別支援学校T校の皆様にはご多忙の中、快くご協力をいただいた。また、東京都中野区Y作業所講師H氏には、今回の調査をまとめるに際し障害を持つ子どもや特別支援教育に関して様々なご助言をいただいた。ここに感謝を申し上げる。

参考文献

- 1) 林春男、田中聡、重川希志依 ほか. 防災の決め手「災害エスノグラフィー」—阪神・淡路大震災秘められた証言.
- 2) 気象庁ホームページ: 平成28年報道発表資料. 平成28年4月14日21時26分頃の熊本県熊本地方の地震について. 14.04.2016. <http://www.jma.go.jp/jma/press/1604/14a/201604142330.html> Accessed 24.09.2016.
- 3) 気象庁ホームページ: 平成28年報道発表資料. 「平成28年(2016年)熊本地震」について(第7報). 14.04.2016. <http://www.jma.go.jp/jma/press/1604/16a/201604160330.html> Accessed 24.09.2016.
- 4) 一般財団法人ダイバーシティ研究所. 「熊本地震における避難者数の推移と今後の予測について Ver.1.2」, 2016.04.20 http://diversityjapan.jp/wordpress/wpcontent/uploads/2016/04/kumamoto_report_1-2.pdf Accessed 01.10.2017.
- 5) 内閣府(防災担当). 避難所の運営等に関する実態調査(市区町村アンケート調査) 調査報告書 平成27年3月. www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hinanzuyokakuho/wg-situ/pdf/sankou2.pdf#page=5 Accessed 01.10.2017.
- 6) 文部科学省ホームページ. 特別支援教育について. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm Accessed 01.01.2018.
- 7) 株式会社富士通総研. 平成25年度 災害初期からの福祉提供体制の強化による二次被害防止と要援護者支援体制構築のための調査研究事業.03.2014. <http://www.fujitsu.com/jp/Images/support2013-report.pdf> Accessed 01.01.2018.
- 8) 株式会社富士通総研. 熊本地震から考える災害福祉, www.fujitsu.com/jp/group/fri/column/

opinion/201607/2016-7-1.html Accessed 01.01.2018.

- 9) 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室（在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議）. 医療的ケア児について. 平成28年3月16日 . www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000118079.pdf Accessed. 01.01.2018.
- 10) 内閣府（防災担当）. 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針. 2013.08. <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyokakuho-honbun.pdf> Accessed 01.01.2018.